

様式 2

不利益処分に係る処分基準

| | | |
|------------------|----------------------|--|
| 処 分 の 名 称 | | 改善命令 |
| 根拠条例・規則等名 | | 宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第191号) |
| 条 項 | | 法第23条第1項及び第2項 |
| 所 管 部 課 | | 都市局都市計画部都市計画課 (電話: 048-829-1427) |
| 処 分 基 準 | 基 準 (未設定の場合はその理由) | 未設定 (処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難なため。) |
| | 設定等年月日 | 令和7年5月19日設定 年 月 日最終改正 |
| 備 考 | | |